

尼都計第 680 号
令和元年 5 月 24 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 22 号
阪神間都市計画公園の変更 (3.3.412 号 神崎公園、尼崎市決定) について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

阪神間都市計画公園の変更（3.3.412号 神崎公園、尼崎市決定）について

1 本都市計画の変更（案）の縦覧及び意見書の提出について

本都市計画の変更（案）について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、公衆の縦覧に供し、また住民及び利害関係人より意見書を募った結果は下記の通りである。

(1) 縦覧した都市計画の名称

阪神間都市計画公園の変更（3.3.412号 神崎公園、尼崎市決定）

(2) 縦覧期間

令和元年5月7日（火）～5月21日（火）

(3) 縦覧者

0名

(4) 意見書の提出件数

0件

2 今後の予定

令和元年6月 都市計画変更告示

以 上

計画書（案）

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

都市計画公園中 3. 3. 4 1 2 号神崎公園を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

尼崎市内の長期未着手の都市計画公園について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する長期に渡る権利制限の解消及び効率的な公園整備を進めていくため、必要性や代替性、現実性、地域固有の要素などを考慮し検証した結果、3.3.412号神崎公園の都市計画を以下のように変更する。

神崎公園は、昭和21年に都市計画決定された面積約1.0haの近隣公園であるが、周辺に街区公園が整備されたことで、当該公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

変更前後対照表

3. 3. 4 1 2号 神崎公園

変更	種別	名 称		位置	面積	備 考
		番号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.412	神崎公園	尼崎市西川字永長	約 1.0ha	プロムナード、水辺の広場、園路、遊具広場、四阿、多目的広場、水のモニュメント
変更後						

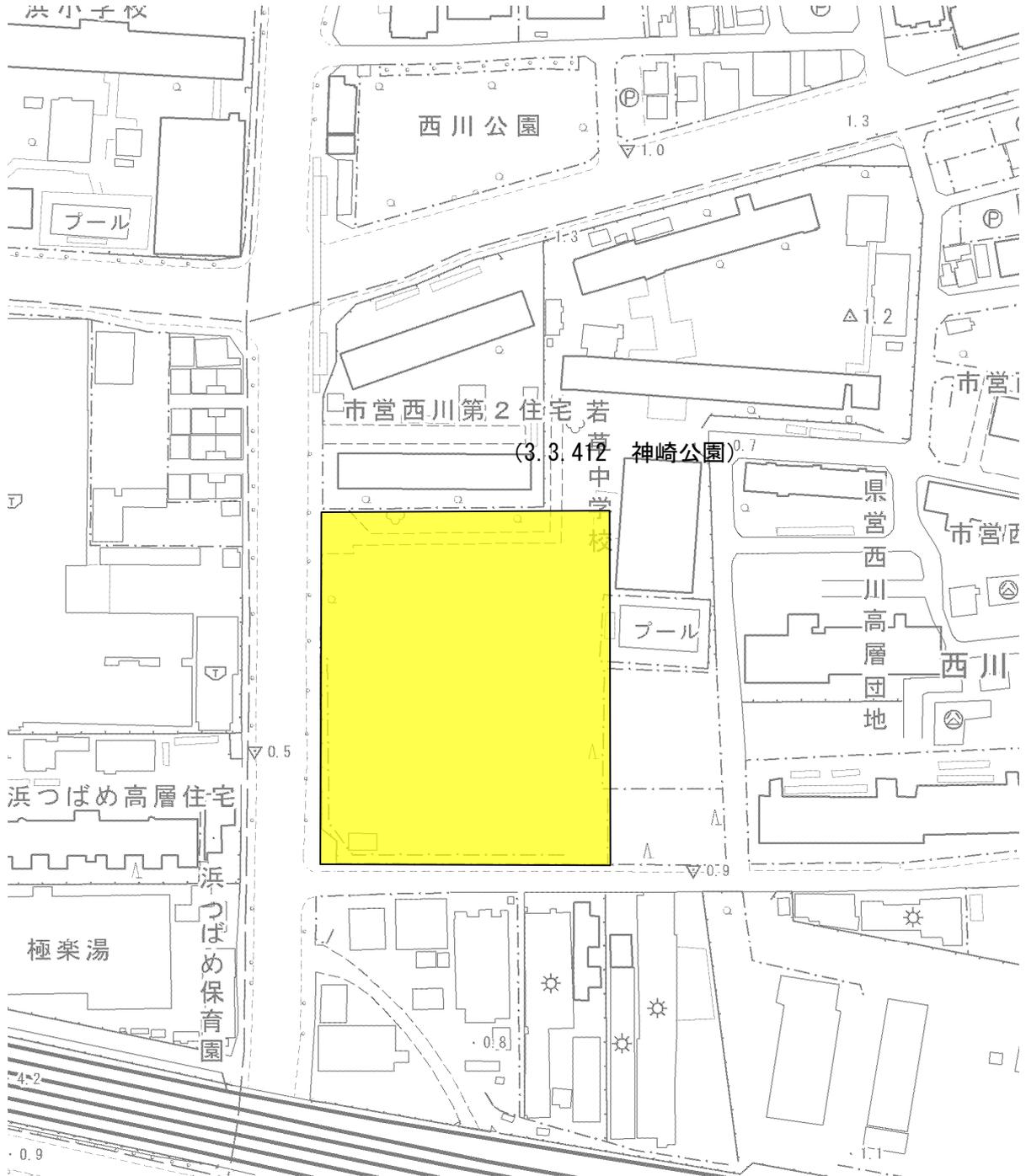
計画図 (案)

阪神間都市計画公園の変更 (尼崎市決定)

名称 : 3.3.412 神崎公園 (近隣公園)



縮尺 1:2,000



変更 (削除) 区域

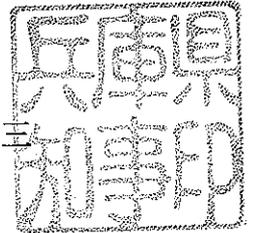




都計第 1026 号
平成 31 年 4 月 19 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏三



阪神間都市計画公園の変更(3.3.412号神崎公園の変更)について(回答)

平成 31 年 4 月 11 日付け尼公計第 380 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。